

📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

内閣府では、その重要課題である防災の啓発等を目的として「防災シミュレーター」をホームページ上で公開しています。同ホームページには、震度6強の地震に対して取るべき予防策や避難行動を体験できるシミュレーションや木造建物、鉄筋高層マンションに住居している場合に起こりうる地震被災シナリオのシミュレーション、個別の部屋単位で地震が起きたときの家具の倒れ方や危険箇所を想定するシミュレーションなど、合計4種類のシミュレーションが無料で公開されています。会社が長期的に存続するためには、地震などの突発的な緊急事態が発生したときであっても、スムーズに事業を継続するための計画やシミュレーションが大事であり、同ホームページではゲーム感覚でご自身やご家族だけではなく、貴社の従業員が大きな地震に遭遇したときに取るべき行動をシミュレーションする一助となると考えています。是非ご利用下さいませ。

「防災シミュレーター」
<http://www.bousai.go.jp/simulator/shindo6/index.html>

経営に工夫を！ 経営に新たな取り組みを！

— TFG 経営セミナーのお知らせ —

TFG税理士法人・株式会社東亜経営総研では、経営セミナーを開催いたします。

■ 「事業承継セミナー」 - 新相続税・業務委譲 -

相続税制の改正に伴い、まずは“今、自社に置き換えて確認すべきこと”（資産、老後対策に至るまで）を実務パターンでご紹介いたします。

講師：TFG所属税理士
日時：平成26年1月30日（木）14:00～16:00
場所：本町野村ビル 8F会議室（大阪府中央区本町3-4-10）

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 谷風 行寛

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT TFG ニュースレター 2013.11 No.267

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG Group
TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研
TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 雇用及び設備投資関連税制について
- II. 個人事業の記帳方法や帳簿の保存について
- III. 消費税改正や免税点などの注意点について
- § 次回事業承継セミナー等のご案内について

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・税務調査Q&A・金融庁・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 雇用や設備投資に関する優遇措置について

— 中小企業経営者の関心が高い制度をご紹介します —

企業が儲かれば従業員の給与が増えて、その従業員が活発に消費活動を行う結果、企業の利益も増大する。このような前向きな巡回サイクルによって、景気を良くして、長く続いたデフレを克服しようという考え方があります。この考え方を後押しするために、中小企業が一定人数を雇用した場合や給与を引き上げた場合、設備投資を行った場合には、様々な優遇措置が用意されており、この厳しい状況の中においても、挑戦を続けようと考えている中小企業経営者の関心も高いことと思います。そこで、以下に雇用や設備投資に関する優遇措置について、解説致します。

■ 雇用促進税制について

雇用促進税制とは、雇用促進計画を作成、提出している事業主であって、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に始まる各事業年度（個人事業主の場合は平成26年1月1日から平成26年12月31日）において、雇用保険一般被保険者数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）かつ10%以上増加させている、適用年度及び前事業年度に事業主都合による離職者がいないなど、一定の要件を満たした場合、上記雇用者増加1人当たり40万円の税額控除を適用できる制度です。

■ 所得拡大促進税制について

所得拡大促進税制とは、平成24年度と比べて、給与等の支給額の総額を、平成25年度及び平成26年度は2%、平成27年度は3%、平成28年度及び平成29年度は5%増加させて、かつその給与等支給額の総額と給与等支給額の平均を前の事業年度以上にした場合について、法人税額の10%（中小企業は20%）その増加額を税額控除できる制度です。平成25年度については、さかのぼって適用でき、既に決算を終えている企業については平成26年度に税額控除額を上乗せできます。また給与等支給額の平均を算出する際には、退職者や再雇用者、新卒採用者を除いた継続雇用者に対する給与等を用います。なお、上記の雇用促進税制と本制度は選択適用となっており、有利な制度を選択することが大事です。

■ 生産等設備投資促進税制について

生産等設備投資促進税制とは、国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超えて、かつ国内における生産等総投資額が前年比で10%超増加した場合、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、新たに国内において取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を有利選択できる制度です。なお、生産等設備とは、製造その他の事業の用に直接供される減価償却資産であって、無形固定資産や生物、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。

■ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは、経営支援機関から経営改善に関する指導及び助言を受けていること、「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に税制措置を受けようとする設備が記載されていること、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に同書類に記載のある設備を実際に取得して、商業やサービス業の事業の用に供することの要件を全て満たす場合に、取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%税額控除を選択適用できる制度です。

■ その他の税制について

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度について、平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度で適用を受けることができる税額控除限度額は、当期税額の100分の30相当額となっています。けることができる税額控除限度額は、当期税額の100分の30相当額となっています。

国税庁情報コーナー

■ 納税証明書の交付請求手続きについて

納税証明書の交付を請求する手続きについて、電子証明書やICリーダーがない方であっても、オンライン上で取得することができるようになっています。その方法として、e-TAXによってオンライン上で同証明書の交付を申請し、税務署で受け取る方法があり、その受取方法が郵送になった場合については、電子証明書などによる個人の認証等の手続きが必要となりますので、注意が必要です。

経営指標解説コーナー

■ 現預金対借入金比率とは

現預金対借入金比率とは、現金や預金と借入金のバランスを見るためのもので、現預金の借入金に対する割合を表しており、借入金を返済する余裕度を見る指標です。同指標は現金と預金の合計を借入金で割って算出し、この比率が高ければ高いほど、返済の余裕度、つまり経営の安全性が高いといえます。なお、同指標の一般的な目安としては30%あれば理想的とされており、同指標を改善するためには、借金を減らす、或いは現金・預金を増やすということになりますが、返済可能な範囲で実施する前向きな借入は、企業の発展に必要な

③の条件を満たせば来年の4月1日以後も5%の消費税率となります。但し、平成25年10月1日以後賃貸料の変更があればその時点からこの経過措置は適用できません。又、貸主はこの経過措置を適用する上で、借主に対して書面(請求書等)でその旨を通知しておく必要があります。

①その不動産の貸付期間及びその期間中の賃料が定められている。

②賃貸料の変更ができる旨の定めがない。

③契約期間中に解約の申し出ができる旨の定めがないこと並びに貸付資産の取得費用と付随費用の合計額の内当該契約期間中の賃貸料合計額の占める割合が90%以上になるように契約で定められている。

■ 自動更新の定めがある場合の経過措置の取扱い

賃貸借契約の内容に自動更新の定めがある場合、平成25年9月30日迄に自動更新した分について平成26年4月1日以降最初に自動更新が行われる日迄この経過措置が適用されます。ここで注意したいのは、解約するには、契約期間満了のいついつまでに申出なければならない定めがある場合の契約です。この場合、申出期限の日が経過する日が平成25年9月30日迄であれば経過措置の対象となり、それ以後であれば経過措置の適用としないので注意を要します

税務Q&A情報コーナー

■ 過少申告加算税が10%と15%の違いについて

納税額が本来の納税額より少ない等のペナルティとして課される国税は過少申告加算税、無申告加算税、重加算税、延滞税です。今回、過少申告加算税の税率についてお話させていただきます。期限内申告の場合で修正申告・更正があった時、納税額が期限内申告税額と50万円といずれか多い金額と比較してそれ以下の部分は10%、超える部分は15%になります。税務調査を受ける前に自主的に修正申告をした場合に過少申告加算税はかかりません。

金融庁情報コーナー

■ ウェブ・アクセシビリティ支援ツール切替えについて

高齢者や障害をお持ちの方が同庁のホームページを利用しやすいようにすることを目的として、導入されているシステムであるウェブ・アクセシビリティ支援ツールについて、現行の閲覧ツールの提供が終了し、平成25年10月30日(水)18時からは、スマホやタブレット端末、ソフトウェアのダウンロードなしにワンクリックするだけで音声読み上げする閲覧ツールである「リードスピーカーSpeech Panel」に切り替わります。

厚生労働省情報コーナー

■ 大阪府最低賃金の引上げについて

大阪府の最低賃金が800円から19円アップして819円になります。これは平成25年10月18日以降から適用されています。これはパートやアルバイトなど、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用され、地域別最低賃金と産業別最低賃金の両方が適用される場合には、いずれか高いほうの最低賃金が適用されます。なお、皆勤手当や通勤手当、ボーナス、時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金は最低賃金には含まれません。

不可欠なものであり、その借入金の総額が増えれば、それと同時に現預金も増大するような経営を行うことがとても大事です。

Ⅱ. 個人で事業を行っている方の記帳の記載・帳簿の保存について

— 平成 26 年度から保存制度の対象者が拡大されます —

平成 23 年度税制改正によって、白色申告で確定申告を行っている個人事業者について、平成 26 年 1 月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者の範囲が拡大されることとなりました。現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告を行う方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が 300 万円を超える方ですが、平成 26 年 1 月 1 日からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。なお、所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。記帳する内容は、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、事業所得を有する白色申告の方については、簡易な方法による記帳が認められています。一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。簡易な方法による記載については、所得の種類によって変わってきます。誌面上、詳細は割愛しております。詳しくお知りになりたい方は **TFG** までご一報ください。

また、この規定自体に罰則はありませんが、もし税務調査があった場合、保存すべき帳簿・書類の状況に不備があり、所得をこれらの帳簿・書類により捕捉できなくなったときには、推計課税が行われます。推計課税とは、その者の財産の状況や債務の増減、収支状況、生産量などの間接的な資料から所得を「推計」し、税額を決定(又は更正)を行うことです。取引の事実を証明できるものがないので、「推計」により税額が決められてしまうということです。推計課税を避けるためにも記帳及び帳簿・書類の保存は重要ですが、記帳及び帳簿・書類の保存を正しく行うのであれば、青色申告を行うことをお勧めします。

きちんと記帳をして青色申告をすれば、以下の特典を受けることができます。(1) 青色申告特別控除として所得の金額から最高 65 万円を控除できます、(2) 青色事業専従者給与の金額を必要経費に算入することができます(3) 貸金の額の 5.5% の貸倒引当金を必要経費として認められます(4) 純損失の金額を繰越し(繰戻し)することができます。なお、帳簿・書類のなかで、保存が必要なもの、及びその期間は、帳簿については、収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)、業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)の保存が必要であり、その保存期間は、それぞれ、7 年、5 年となっております。また、書類については、決算に関して作成した棚卸表その他書類、業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類の保存が必要となり、その保存期間は 5 年となっております。また、先に述べた青色申告の特典のような利益の他に、記帳し、帳簿を保存することで、現状の損益及び財産を把握するこ

とが可能になります。それは、記帳・帳簿保存による付随的な利益ともいえるものだと思います。また、経理とは経営を管理することです。適正な記帳と帳簿保存により、適正な経営管理を行うことが可能となり、その資料を元に次期の目標を設定し、経営計画を立て、ぼんやりとしていた目標を、より具体的な目標とすることが可能です。今回の記帳・帳簿等の保存制度の対象者の範囲拡大をチャンスと考え、より良い経理・経営計画にチャレンジされてることが望まれます。

Ⅲ. 消費税改正や免税点などの注意点

— 消費税免税事業者の要件及び家賃の取扱いについて —

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に上がることが現実となりました。又、消費税の免税事業者の要件も厳しくなり、今まで消費税を国に納めなくてもよかった事業者が消費税の課税事業者となり納めなければならなくなったりもします。商品や製品の売価が下落してきた昨今、実際に増税分の消費税を価格に転嫁できなければさらに収益を圧迫する結果となり、事業者にとり経営がいつそう厳しい時代となりました。そこで今回、厳しくなった消費税の免税点事業者の要件について今まで免税事業者であったのに課税事業者となるケースと、消費税率が 5%から 8%に上がっても 5%の税率のままでもいい経過措置の内、不動産の貸付について御説明させていただきます。

■平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度・年の免税事業者の見直し

基準期間(法人は前々事業年度、個人は前々年)の課税売上が 1,000 万円以下であれば消費税の免税事業者として消費税の納税が免除されています。しかし、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度・年からは直前期の上半期の課税売上高が 1,000 万円を超え、かつ直前期の上半期の給与総額が 1,000 万円を超える場合は、消費税の課税事業者となります。

■平成 26 年 4 月 1 日以後設立の免税事業者の不適用が創設

資本金 1,000 万円未満の新設法人と個人事業者で新規開業した場合(2 年前に別の事業をしていれば別)は前述の上半期の要件を満たせば法人は設立より 2 期、個人事業者は開業より 2 年間消費税の免税事業者となります。しかし、資本金 1,000 万円未満の新設法人であっても平成 26 年 4 月 1 日以後の設立であれば下記の 2 点いずれにも該当すれば課税事業者になります。

1. 自社株の 50%を直接又は間接的に他の者に保有される等、他の者に実質的に支配されている。
2. 上記 1. の他の者及び他の者と一定の特殊な関係にある法人の内いずれかの者が新設法人の基準期間に相当する期間に課税売上高が 5 億円を超えている。

■消費税率の経過措置適用に対する要件

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日迄の間に締結した不動産の貸付に係る契約について消費税が 8%に増税される日(平成 26 年 4 月 1 日)以後も経過措置として以下の①及び②又は①及び